

議案第 4 号

飯能市景観条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画

　　第1節 景観計画の策定（第6条）

　　第2節 行為の届出等（第7条—第14条）

　　第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第15条—第18条）

第3章 公共施設における良好な景観の形成等（第19条・第20条）

第4章 景観審議会（第21条—第27条）

第5章 雜則（第28条）

附則

　　第1章 総則

　　（目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に存する土地又は建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 景観形成重点地区 地域の特性を生かした景観の形成を重点的に図る地区をいう。
- (4) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設及び公共の用に供する目的で国、市又は他の地方公共団体が建築し、又は建設する建築物又は工作

物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を図るための施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定に当たっては、市民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成について先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、良好な景観の形成に関する理解を深め、積極的に良好な景観の形成に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自ら行う事業活動が良好な景観を形成する役割を担うことを見識し、積極的に良好な景観の形成に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定

第6条 市長は、良好な景観の形成を図るため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第21条に規定する飯能市景観審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内において、景観形成重点地区を定めることができる。
- 4 市長は、景観形成重点地区ごとに、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の良好な景観の形成に

関する方針を定めることができる。

第2節 行為の届出等

(届出に係る事前協議)

第7条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下「法定届出」という。）をしようとする者は、当該法定届出に係る行為について、規則で定めるところにより、市長と事前に協議し、必要な指導又は助言を求めることができます。

2 市長は、前項の規定による協議を終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議を行った者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 法定届出をしようとする内容が良好な景観の形成を図る上で支障がないと市長が認めるとき。 その旨
- (2) 法定届出をしようとする内容が良好な景観の形成を図る上で支障があると市長が認めるとき。 その旨及び理由

(届出に添付する図書)

第8条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、法第8条第4項第2号に規定する基準（以下「景観形成基準」という。）についての対応を記載した書類その他規則で定める図書とする。

(行為の着手制限の期間短縮)

第9条 市長は、第7条第2項第1号に掲げる事由に係る同項の規定による通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、法第18条第2項の規定による期間の短縮をするものとする。

2 市長は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第10条 景観計画区域内において法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めな

ければならない。

2 市長は、良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、前項の行為をしようとする者又はした者に対し、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの

ア 法第16条第1項第1号に掲げる行為

イ 法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物に係る行為に限る。）

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

(3) 第1号ア及びイに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるもののうち、他の法令の規定により良好な景観の形成を図るための措置が講じられている地域の区域として規則で定める区域内の行為

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(報告)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

(1) 法定届出がされている場合において、当該法定届出に係る行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき。 当該法定届出をした者

(2) 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき。 当該行為をしている者

(公表等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、当該勧

告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定により、同項の景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

2 市長は、法第19条第1項の規定による指定又は法第27条第1項若しくは第2項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の通常の管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、定期的に、又は必要に応じてその敷地、構造、建築設備等の状況を点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項の規定により、同項の景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

2 市長は、法第28条第1項の規定による指定又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、
次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて剪定又は下草刈りを行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病害虫の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第3章 公共施設における良好な景観の形成等 (公共施設における良好な景観の形成)

第19条 公共施設の設置者又は管理者は、景観に配慮した公共施設の整備、
管理及び活用（以下「整備等」という。）に努めるとともに、良好な景観の
形成に資するよう努めなければならない。
(良好な景観の形成に関する協議)

第20条 市長は、景観計画区域内において公共施設の整備等を行う者に対し、
良好な景観の形成に関する協議を求めることができる。

第4章 景観審議会

(設置)

第21条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項について調
査審議するため、飯能市景観審議会を置く。

(組織)

第22条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第24条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第26条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

第5章 雜則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から第6条第1項に規定する市の景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、埼玉県が定めた景観計画（本市の区域に係る部分に限る。）を同項に規定する市の景観計画とみなす。

（飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1都市計画審議会の項の次に次のように加える。

景観審議会	会長	日額	9, 000円
	委員	日額	8, 000円

平成29年9月1日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
区分	報酬の額			区分	報酬の額		
	支給区分	金額	支給区分		金額		
省略				省略			
都市計画	省略			都市計画	省略		
審議会				審議会			
景観審議	会長	日額	9,000円	防災会議	省略		
会	委員	日額	8,000円	省略			
防災会議	省略			備考 省略			
省略							
備考 省略							